

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	館長
根 拠 規 定	美郷町体育館管理規則第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町体育館管理規則第 4 条第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 5 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町体育館管理規則 （許可等） 第 4 条 体育館を使用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、全面使用、片面使用の場合は 10 日前までに、体育館使用申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。 3 略 4 自由利用の場合は、使用する日の午後 6 時までに申込みをして許可を受けなければならない。 5 略 （使用許可の取消し） 第 5 条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、体育館の使用を許可してはならない。また、既に許可した場合は、取り消すことができる。 （1） 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあるとき。 （2） 使用の目的又は使用条件に違反したとき。 （3） 館長が特に必要があると認めたとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日